



商工会だより

No.451平成27年2月 毎月1回発行 <http://www.koryonet.or.jp/> Eメール: info@koryonet.or.jp

広陵町商工会

広陵町笠162番地

Tel 0745-55-3535

Fax 0745-55-2614

確定申告の時期になりました

平成26年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成27年2月16日(月)から3月16日(月)までです。

個人事業者の消費税及び地方税の申告は3月31日(火)までにお済ませ下さい。

確定申告は、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請、届出などの手続きができる便利なシステムです。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

広陵町商工会では確定申告を基本的にe-Tax(国税電子申告・納税システム)により行います。なお、相談者の方につきましては、従来通り必要書類(決算資料、各種控除証明書等)をお持ちいただき、経営指導員等が相談に応じます。相談者の方が直接パソコン等を操作する必要はありませんのでご安心下さい。



<今月の商工会行事>

- ・初任者研修
1. 8, 11, 15, 22日
- ・職業訓練職場見学受入
9日
- ・福祉有償運送講座
11日
- ・広陵町商工会理事会
13日
- ・福祉用具講座
14, 21, 28日
- ・確定申告納税相談会
17, 20, 26日
- ・法律無料相談会
25日
- ・県委託職業訓練
2/1~4/30

確定申告納税相談

近畿税理士会からの派遣税理士による税務相談会を開催致します。相談ご希望の方は事前に広陵町商工会(0745-55-3535)へ申し込んでください。

相談日時・税理士名

- | | | |
|-----------|---------|-------|
| ○2月17日(火) | 午後1時~4時 | 後藤税理士 |
| ○2月20日(金) | 午後1時~4時 | 黒松税理士 |
| ○2月26日(木) | 午後1時~4時 | 後藤税理士 |
| ○3月4日(水) | 午後1時~4時 | 黒松税理士 |
| ○3月11日(水) | 午後1時~4時 | 後藤税理士 |
| ○3月16日(月) | 午後1時~4時 | 黒松税理士 |

相談会場 広陵町商工会 相談室

所得税・消費税(個人)の納税には

振替納税が便利です。

この振替納税は、ご指定の金融機関の預金口座から自動的に納税が行われる方法で、振替納税を利用されますと、わざわざ金融機関に出かけて納付したり、納期限を気かけたりする必要がなくなるなど大変便利です。また、安全確実です。

小規模事業者持続化補助金について(予告)

平成26年5月に実施されました本補助金が、平成26年度補正予算に再度計上される見込みです。(現段階では確定ではございません、2月下旬に確定する予定です。)補助金がもし確定すると申請期限まで1ヶ月程度しか期間がなく、あわただしく事業計画書を作成し提出しなければなりません。小規模事業者で販路開拓をご検討の方は、事前に事業計画をご検討下さい。また、ご不明な点がございましたら広陵町商工会(電話0745-55-3535)までご連絡ください。

尚、平成26年5月に実施された時の補助内容を参考のために掲載します。

【参考：平成26年5月に実施された補助内容】

補助上限：50万円(雇用を伴う場合100万円)、補助率：2/3

本事業は、継続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン変更等)などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。補助対象者は、小規模事業者(製造業は、常時使用する従業員数20名以下・卸売業、小売業、サービス業は、常時使用する従業員数5名以下)です。

対象となる販路拡大策(販売促進計画)

- ・販促用チラシの作成、配布
- ・販促用PR(マスコミ媒体、ウェブサイトでの広告)
- ・商談会、見本市への出展
- ・店舗改装(陳列レイアウト改良を含む)
- ・商品パッケージ(包装)の改良
- ・ネット販売システムの構築
- ・移動販売、出張販売
- ・新商品開発

大和川水系一斉クリーンキャンペーン

毎年3月の第1日曜日に、奈良県下・大阪府下において実施される流域市町村の一斉クリーンキャンペーンにあわせて、広陵町におきましても美しい町づくり活動を以下の通り実施されます。公私ご多用とは存じますがご参加、ご協力をお願いします。

○日時 平成27年3月1日(日) 午前8時から10時頃まで

小雨決行といたしますが、荒天候の場合は中止します。

○企業等事業所は、事業所周辺を中心にご協力をお願いします。なお、所属する区・自治会との協力についてもあわせてお願いします。

お問合せ・連絡先 広陵町役場 生活環境課 電話 0745-55-1001(内線1152)

経営者の退職金制度

個人事業主の配偶者や後継者など「共同経営者」も加入できるようになりました。(2人まで)

小規模企業共済制度をご利用下さい!

ご利用のメリット

- 共同経営者は、自ら個人事業主になる前から制度に加入することで十分な老後の資金を確保できます。
- 共済に加入した共同経営者の掛金は、税法上、全額が所得控除の対象となります。
- 受取ることのできる共済金も、税法上、一括受取の場合は退職所得扱い、分割受取の場合は公的年金等の雑所得扱いとなります。

